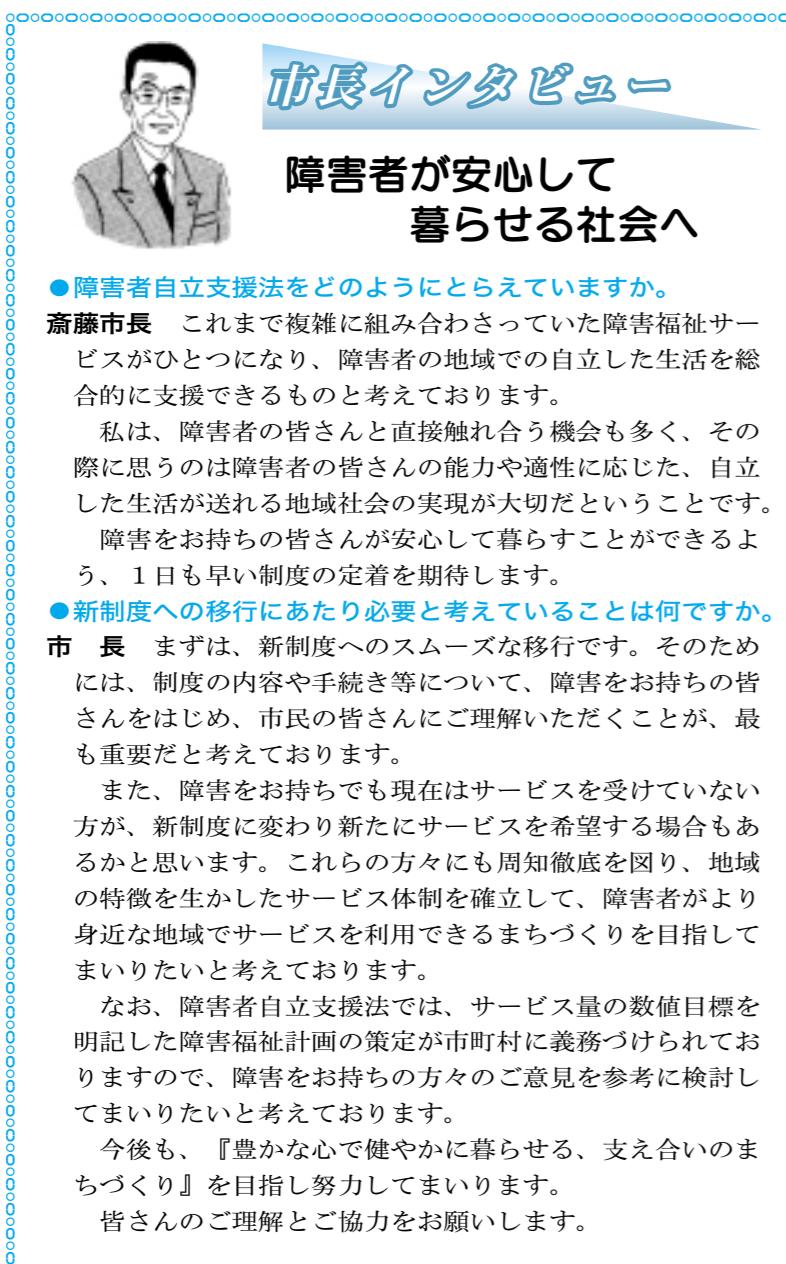


障害者自立支援法によるサービスが始まります



■表1：自立支援給付（医療・補装具を除く）にかかる自己負担限度額	
世帯区分	月額負担限度額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯・低所得1（障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下）	15,000円
市民税非課税世帯・低所得2（上記以外）	24,600円
市民税課税世帯	37,200円

表2：自立支援給付（医療）にかかる自己負担限度額	月額負担限度額
世帯区分	
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯・低所得1（障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下）	2,500円
市民税非課税世帯・低所得2（上記以外）	5,000円
市民税課税世帯（市民税所得割額2万円以上20万円未満）	医療保険の負担限度額
市民税課税世帯（市民税所得割額20万円以上）	自立支援医療対象外 (通常の医療保険)

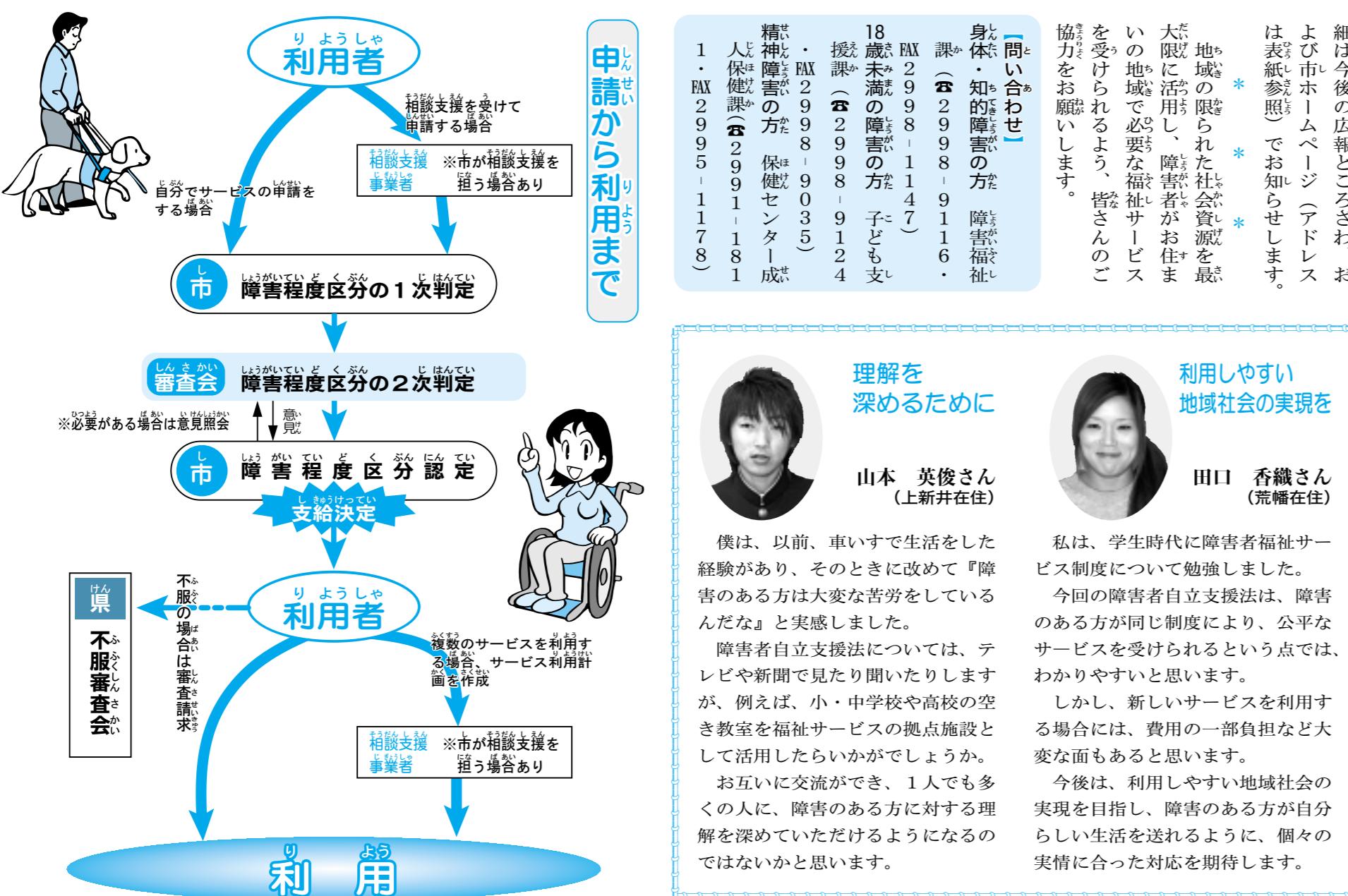
障害者自立支援法のポイント

障害者・児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害者自立支援法」が4月から施行されます。この法律は、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです（図1参照）。

今回、その概要をお知らせします。

施設での保護中心の障害者策を改め、障害者の地域生活をめざすに、働くに基づく自立支援中心の策に転換するものです。主なイントは次のとおりです。

- 障害の種類にかかわらず、通の制度により福祉サービ



(図1) そうごうてきじりつしえん 総合的な自立支援システム

